

赤ちゃんが生まれたら

出産・育児に関する制度

ご出産おめでとうございます。いよいよこれから可愛いお子さんとの生活がスタートします。生まれてからしばらくは様々な手続きをしたり、健診・予防接種などが盛りだくさん。しっかりチェックしておきましょう。

■ 出生届

《届出期間》

お子さんが生まれた日を含めて 14 日以内（ただし、14 日目が休日にあたる場合は、翌開庁日までとなります）

《届出人》

お子さんの父又は母（父母が結婚していない場合は母）、同居者、出産に立ち会った医師、助産師、又はその他の立会者の順

《届出地》

本籍地、出生地、届出人の所在地、住所地のいずれかの市区町村役場

《子の名前に使用できる文字》

常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナ

《子の名の振り仮名》

出生届に記入した子の振り仮名が戸籍に記載されます。なお、戸籍に記載されるのは、一般の読み方として認められる振り仮名です。

《必要なもの》

1. 出生届書（届書右側の「出生証明書」に医師等の証明があるもの）
2. 母子健康手帳

《出生届と同時にマイナンバーカードの申請ができます》

出生届と同時にマイナンバーカードの申請をされると、速やかにマイナンバーカードが発行され、ご自宅にマイナンバーカードが郵送されます。

《お問い合わせ》 柴田町役場 町民環境課 Tel 0224-55-2113

■ 乳児家庭全戸訪問事業（産婦・新生児訪問指導）

赤ちゃんの発育と、お母さんの子育て支援、産後の体調について訪問指導を行っています。出生届後、訪問について町保健師・助産師より電話連絡があります。

《お願い》

- お子さんが生まれたら「母子健康手帳別冊」についているハガキ（出生連絡票）を健康推進課にご提出ください。
- 長期に里帰りされる方はご相談ください。

《お問い合わせ》 柴田町役場 健康推進課 Tel 0224-55-2160

産後ケア事業

産後 1 年未満のお母さんで、産後の心身のケアや育児のサポート等を必要とする方（出産に係る入院中の方及び医療を必要とする方を除く）を対象に、産後ケア事業を実施します。

《実施内容》

お母さんの健康状態のチェックや休息、乳房ケアや授乳などの相談、沐浴などの育児に関する実技指導・相談

《実施施設》

宮城県内の産後ケア事業実施施設

柴田町ホームページに掲載している「柴田町産後ケア事業実施施設一覧」を参照ください。

《利用回数》

1 回の出産につき 7 日まで

※詳細は柴田町ホームページをご覧ください。

柴田町 産後ケア



柴田町ホームページ

にこにこマンマ離乳食教室

離乳食についての講話、お子さんの月齢に合った離乳食の展示、試食を行います。

◇開催日時 町のお知らせ版又はホームページをご覧ください。

◇場所 柴田町保健センター又は船岡生涯学習センター

《お問い合わせ》 柴田町役場 健康推進課 Tel 0224-55-2160

子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に訪問支援員を派遣し、お母さんやお父さん、お子さんが安心して子育てや日常生活が送れるよう支援するサービスです。

◇サービス内容 食事の準備・片付け・洗濯・掃除・買い物代行などの家事支援
授乳、離乳食の介助、おむつの交換、沐浴介助などの育児支援

◇利用料（1 時間当たり）

- | | |
|---|-------|
| ●市町村民税非課税世帯、生活保護世帯 | 0 円 |
| ●市町村民税所得割課税額 71,101 円未満、
児童扶養手当受給世帯 | 150 円 |
| ●市町村民税所得割課税額 71,101 円未満で
市町村民税所得割課税額 71,101 円以上で
児童扶養手当受給世帯 | 300 円 |
| ●上記以外の世帯 | 600 円 |

子育て短期支援事業

保護者の病気や出産・育児疲れ等の理由や経済的な理由により、一時的に家庭での育児が難しくなった場合、お子さんを里親さんがお預かりするサービスです。

◇対象児童 柴田町在住の生後 6 か月から 18 歳の誕生日を迎える年度の 3 月 31 日までの児童

◇利用期間 1 回の利用は 3 日以内（特別な事情がある場合は延長可）

◇利用料金 2 歳未満児：5,350 円／日（ひとり親世帯は 1,100 円／日）
2 歳以上児：2,750 円／日（ひとり親世帯は 1,000 円／日）

※市町村民税非課税世帯、生活保護世帯は無料となります。

※ 1 泊の場合は 2 日分かかります。

《お問い合わせ》 柴田町役場 子ども家庭課 Tel 0224-55-2115

赤ちゃんが生まれたら

各種手当・助成

■ 出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産された場合に、出生児おひとりにつき 50 万円が支給されます。

《手続きの方法》

マイナンバーカードまたは資格確認書を出産される医療機関へ提示してください（※国民健康保険以外の方は、加入している保険者にお問い合わせください）。

《直接支払制度》

出産される医療機関が世帯主に代わって国保に直接請求する制度です。各医療機関にご相談ください。

■ 産前産後期間の国民健康保険税・国民年金保険料免除制度

《国民健康保険加入者》

令和 5 年 11 月以降に出産された方の産前産後期間の所得割額と均等割額全額が免除されます。

《国民年金 1 号加入者》

出産予定または出産された場合、産前産後の保険料が免除されます。

◇対象期間

どちらも、出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間。多胎（双子など）妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間。

出産予定日の 6 か月前から申請ができます。

《お問い合わせ》 柴田町役場 健康推進課 TEL 0224-55-2114

■ 出産手当金

会社の健康保険や公務員の共済組合などの被保険者（扶養での加入は不可）が妊娠出産のため、指定された条件の期間に仕事を休んだ場合に支給されます。

■ 育児休業給付金

雇用保険被保険者が出産後育児をするために休業した期間中に支給される制度です。

《お問い合わせ》 勤務先の担当部署へお問い合わせください

児童手当

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちと、家庭における生活の安定を社会全体で応援するため、高校年代までの児童を養育している親などに支給されます。

◇手当の月額（児童一人につき）

区分	月額
0～3歳未満	15,000円
3歳～高校年代	10,000円
第3子以降※	30,000円

※養育する児童（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこども）のうち年長から順に数えます。

◇支給月

原則として2・4・6・8・10・12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

◇申請について

次の場合に申請が必要となります。

▶こどもが生まれた方

こどもが生まれた日の次の日から15日以内に申請をした場合、生まれた日の属する月の翌月分から手当が支給されます。

▶柴田町に転入された方

他の市町村から転入された方は、転出した日（転出予定日）の次の日から数えて15日以内に申請した場合、住所を変更した翌月分から手当支給されます。

その他、支給対象のこどもが増えたとき、減ったとき、氏名や住所が変わったとき、支給を受ける事由が消滅したときなども手続きが必要です。

子ども医療費の助成

◇助成を受けられる方

町内に住所のある「0歳から高校年代まで」のこども又は保護者（父母）の住所が町内にあり、他の市町村で助成制度を受けていない方で、各種社会保険・柴田町国民健康保険に加入している方が対象となります。

◇助成の範囲

保険診療による自己負担額を助成します。（健康診査・予防接種・食事療養費等の保険適用外の費用は助成対象外）

- 0歳から高校年代（18歳到達後最初の3月31日まで）まで…入院外（外来・調剤薬局等）・入院

◇手続きに必要なもの

- 子ども医療費受給資格登録（更新）申請書
- 加入健康保険が分かるもの（健康保険証、マイナ保険証、資格証明書）
- マイナンバーカード
- 税情報取得に関する同意書（令和7年1月2日以降に柴田町へ転入してきた方）
- 受給者（保護者）名義の預金通帳
- 受給者の身分証明書

◇助成の方法

医療機関の窓口に持っていくもの

- 加入健康保険が分かるもの（資格確認書、マイナ保険証等）
- 子ども医療費助成受給者証（医療費の自己負担分（保険診療内）は無料になります）

《お問い合わせ》 柴田町役場 子ども家庭課 TEL 0224-55-2115

赤ちゃんが生まれたら

予防接種・健診

■ 予防接種 (令和 8 年度)

	予防接種名		対象年齢	標準的な接種年齢 (この範囲内での接種を推奨します)	回数
個別接種	ロタ	ロタリックス (1 価)	生後6週0日～ 24週0日	【初回接種 生後 14 週 6 日まで】 27 日以上の間隔をおいて 2 回経口接種	2
		ロタテック (5 価)	生後6週0日～ 32週0日	【初回接種 生後 14 週 6 日まで】 27 日以上の間隔をおいて 3 回経口接種	3
	B 型肝炎		～ 11 か月	2 か月～ 8 か月 27 日以上の間隔で 2 回、更に 1 回目から 139 日以上経過した後に 1 回接種	3
	小児用肺炎球菌		2 か月～ 4 歳 11 か月	1 回目接種開始時 2 ～ 6 か月児 【初回】 27 日以上の間隔をおいて 3 回接種 【追加】 3 回目の接種から 60 日以上の間隔をおいて 1 歳～ 1 歳 2 か月の間に 1 回接種 ※ 1 回目接種の月齢によって、接種回数が変わります ※ 標準的な接種スケジュールで接種できない場合は、健康推進課にご相談ください。	1 回目接種の月齢により、接種回数が変わります。
	5 種混合第 1 期 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib 感染症)		2 か月～ 7 歳 5 か月	生後 2 か月～ 6 か月 【初回】 20 ～ 56 日の間隔をおいて 3 回接種 【追加】 3 回目の接種から 6 か月～ 1 年半の間隔をおいて 1 回	初回 3 回、追加 1 回
	ジフテリア・破傷風第 2 期		11 歳～ 12 歳	11 歳	1
	BCG		～ 11 か月	5 か月～ 7 か月	1
	麻しん 風しん	1 期	1 歳		1
		2 期	小学校就学前の 1 年間にある 5 歳 6 歳		1
	水痘 (みずぼうそう)		1 歳～ 2 歳 11 か月	【1 回目】 1 歳から 1 歳 2 か月までの間に 1 回 【2 回目】 1 回目接種後 6 か月～ 1 年の間隔をおいて 1 回 ※ これまで水痘にかかったことがなく、更に水痘ワクチンを 2 回接種していない方	2
	日本脳炎	第 1 期	3 歳～ 7 歳 5 か月	【初回】 6 ～ 28 日の間隔をおいて 2 回接種 【追加】 2 回目の接種から 1 年以上間隔をおいて 1 回接種	初回 2 回 追加 1 回
		第 2 期	9 歳～ 12 歳 11 か月	9 歳	1
		特例措置	平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生の方で、日本脳炎予防接種が完了していない方は 20 歳の誕生日の前日まで特例措置として接種できます。		未完了分
	HPV ワクチン(シルガード 9)		中学 1 年生～ 高校 1 年生相当の女子	中学 1 年生の女子	接種開始年齢によって接種回数異なります。

《お問い合わせ》 柴田町役場 健康推進課 TEL 0224-55-2160

乳幼児健診・相談、乳児一般健康診査

お子さんの発育・発達は誰もが気になることです。健やかな成長の確認のため、ぜひお受けください。

《新生児聴覚検査》

- ◇検査日 初回検査 生後 3 日目頃
確認検査 初回検査でリファ（要再検）の方

- ◇場所 宮城県内産科医療機関
母子健康手帳別冊に助成券あります。

《1 か月児健康診査》（令和 8 年 4 月開始）

- ◇対象者 令和 8 年 4 月 1 日以降に生まれたお子さん
◇場所 宮城県指定医療機関

《乳児一般健康診査》

- ◇健診日 対象月齢（生後 2 か月、生後 8 ～ 9 か月）に該当する期間中
◇場所 母子健康手帳別冊に記載されている各医療機関

《乳幼児健診・相談》

- ◇健診・相談日 町のお知らせ版又はホームページをご覧ください。
◇場所 柴田町保健センター又は船迫こどもセンター

健診・相談	受付時間	お願い
4 か月児健康診査	個別通知をご覧ください	母子健康手帳、問診票、筆記用具、バスタオル、替えオムツをお持ちください。
1 歳お誕生相談		
1 歳 6 か月児健康診査		母子健康手帳、問診票、筆記用具をお持ちください。
2 歳児歯科健康診査		母子健康手帳、問診票、筆記用具、フッ化物塗布希望調査票をお持ちください。
3 歳 6 か月児健康診査		母子健康手帳、問診票、筆記用具をお持ちください。 尿検査を行いますので、採尿し容器に入れお持ちください。 事前に目の検査を自宅で行ってください。
乳幼児相談	要予約	母子健康手帳、筆記用具をお持ちください。

《里帰り等妊産婦健康診査、新生児聴覚検査、1 か月児健康診査費用助成》

里帰り出産等に伴い、県外（日本国内にかぎる）の医療機関や県内外の助産所を受診した場合、費用を助成します。

- ◇申請期限 出産日から 1 年以内（生まれたお子さんの 1 歳の誕生日前日まで）
◇対象者 受診・検査日に柴田町に住民票のある方
◇申請時必要書類・申請方法 柴田町ホームページをご覧ください。

《お問い合わせ》 柴田町役場 健康推進課 TEL 0224-55-2160